

御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）移住・交流促進業務 仕様書
（附：別記仕様書①）

1. 委託業務名

御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）移住・交流促進業務

2. 目的

御浜町（以下「町」という。）における移住・定住・交流の拠点となる尾呂志保育所（休止中）を「御浜町東熊野ビジターズビューロー（仮称）（以下「ビューロー」という。）」と称し、ここに移住に必要な住居、仕事（就職・就農）、生活、地域等、町及び県等の支援制度といった情報を集約し提供する移住相談窓口を置き、一人ひとりの希望に応じた相談体制を整えるとともに、町内外に向け、町及びこの施設のプロモーション活動を展開し、民間組織や県の相談窓口との連携しつつ、当該相談窓口への誘導を行い、整えた相談体制により、移住へとつなげていく。

さらに、ビューローが備える様々な機能を活かし、地域内外との交流を通じた集客交流産業を始めとした産業振興に資する環境を整える。

3. 本業務の対象者

本業務は、首都圏等をはじめとする町外在住者（御浜町出身者含む。）であって、若者を中心とした御浜町への移住希望者を対象として実施する。

4. 本業務の実施期間（以下「業務期間」という。）

平成30年5月1日～平成31年3月31日

5. 本業務における相談窓口の設置場所

御浜町大字上野26番地 ※尾呂志保育所（休止中）

6. 本業務に当たって配置する人員

（1）相談員

常時相談対応ができる人員体制とし、町との連携が可能な配置とすること。

(2) 業務統括責任者

本業務における諸々の業務が円滑に行えるよう、業務統括責任者を配置すること。また、業務期間を通して、相談員の資質の向上に努めるとともに、相談員に対する研修を実施すること。

(3) その他人員

その他、本業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

7. 本業務の内容

(1) ビューロー移住・交流促進業務（全般）

- ① ビューローの開設日・時間については、本業務の実施に支障のないように設定すること。また、相談窓口については、町とあらかじめ協議の上、業務開始日及び開設日・時間・休業日及び業務時間外における対応等を定め、業務を行うこと。
- ② ビューローに対する地域の理解を深めるための取り組みを実施すること。
- ③ 地域内外との交流を通じた集客交流産業を始めとした産業振興に資する環境を整え、移住者を始めとした創業希望者等を支援する取り組みを実施するとともに、自らも交流に焦点を当てた事業展開を試みること。
- ④ 施設、設備、及び町から貸与される備品等（以下「備品等」という。）については、円滑な業務が行われるよう使用管理を行うこと。
なお、備品等に損傷を与えた場合は、速やかに町に報告するものとし、修理、弁償等の方法については町と協議すること。
- ⑤ 月毎の利用状況（相談件数等）、その他各種データの集計結果等の業務の実施状況について定期的に町に報告するほか、必要に応じてアンケートを実施するなど、町から随時、求められるデータの収集や集計、分析等に対応すること。
また、業務期間終了後、一年度間の業務の実施状況について実績報告書として取りまとめたいうで、速やかに報告すること。
- ⑥ その他、移住・交流促進に必要な業務を行うこと。

(2) 利用者（移住希望者等）に対する相談窓口業務

- ① 住居、仕事（就職・就農）、生活、地域等、及び町等の支援制度といった移住に必要な情報を収集・整理し、相談内容に応じて適切な情報を提供すること。
- ② 地域の案内や空き家所有者や地域とのつなぎ等の相談対応、住居の確保や制度活用支援といった移住に至るまでの切れ目のない支援、及び移住後のフォローアップを適切に行うこと。
- ③ 利用者の個人情報に関して書面同意を求めるなど、適切に取り扱うこと。この際には、受託事業者から町への当該個人情報の提供についても、同意を得られるようにしておくこと。

- ④ 利用者の相談票及び相談者毎のファイルを作成・管理し、継続的に相談者に対する情報提供や移住までの追跡を行うこと。
- ⑤ 業務を行う上で使用する移住相談マニュアルを作成し、適時、内容の改善に努めること。また、当該マニュアルを町に提出すること。
- ⑥ その他、適時、相談業務を行うにあたり必要なパンフレット・その他の資料を作成すること。

(3) 移住希望者の掘り起こし・誘導

- ① 本町への移住希望者に対し、ビューローを拠点として（都市部にあつては、三重県の移住相談会、ふるさと回帰支援センター等を活用し）、移住希望者が必要とするセミナー、相談会、及び移住体験等のイベントを実施し、相談窓口への誘導などを行うこと。
- ② 業務期間におけるイベントスケジュール（予定）を作成し、5月中を目途に町へ提出すること。
- ③ 町が指定するイベントへの参加を求めた場合には、できる範囲で適切に対応すること。
- ④ 御浜町移住生活体験事業実施要綱（平成28年御浜町要綱第19号）に基づく移住生活体験事業（平成30年度から休止予定）と同様、町への移住を検討している方に要綱に準じる形で町での移住生活体験（ウェルカムハウス）の機会を提供し、相談窓口への誘導などを行うこと。

注1）要綱に準じる利用に限り、本業務の対象とする。（利用件数上限は12件）

- ⑤ その他様々な方策を講じて、他の民間団体・個人、県内各市町、及び県等と連携しつつ、若者を中心に町への移住希望者を掘り起こし、働きかけ、相談窓口へ誘導すること。また、移住を効果的に促進するための仕組みの構築に努めること。

※連携先としてNPO法人ふるさと回帰支援センター、一般社団法人移住・交流推進機構公益社団法人、及び三重県観光連盟などへの加入について検討し、その結果を町に報告すること。

(4) 広報（町及びビューローのプロモーション）

- ① ポータルサイト等の他、様々な手段を用いて、対象者に対し、町及びビューローのプロモーション活動を展開すること。特にインターネット・SNSを活用した効果的な情報発信を行うこと。
- ② 御浜町への移住をPRするリーフレットを作成し、町内外へ配布すること。

想定：雑誌型 5,500部

※内容及び部数については、あらかじめ町と調整すること。

8. 再委託について

真にやむを得ないと町が認める以外は、再委託を行ってはならない。また、再委託を行

う場合も事業者の選定は公平に行い、事前に町の承認を得た上で再委託することとし、再委託事業者との間の連携を密にし、業務進捗管理を徹底すること。

9. 特記事項

(1) 地域おこし協力隊の活用

受託事業者の業務（本業務、その他受託業務、その他事業を含む。）が軌道に乗るよう、その初期の支援を、御浜町地域おこし協力隊のミッションとしても位置付けることを前提に委託するものであり、受託事業者は、業務を行うにあたって、町と協議のうえで、御浜町地域おこし協力隊（3名）を町の認める範囲内（期間等未定）で人員体制に加えるとともに、受入団体が管理する当該地域おこし協力隊にかかる活動費についても、その都度、あらかじめ受入団体の承認を得たうえで業務に効果的に活用すること。

(2) 御浜町同窓会連絡会の事務局業務

本業務の受託事業者には、御浜町同窓会連絡会から事務局業務の委託について依頼があることが想定される。町のUターン促進のために重要な役割を担う団体であるため、留意すること。

（想定される事務局業務）

- ・御浜町同窓会連絡会の事務局業務全般（御浜町企画課から移管予定）
- ・Uターンを促進のための、御浜町同窓会連絡会サイトの作成、運用及びSNSの活用、成人式での周知などを通じた、同窓会ネットワークの構築（個人情報のリスト化等）
- ・学年年齢別の交流イベント及び都市部での交流イベントの開催。（平成29年度に紀宝町同窓会連絡会と合同で開催した30歳の大同窓会及び名古屋市での都市部交流・PRイベントと同様のイベントを想定）

10. 業務実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、労働関係法令及び御浜町の各条例等を遵守すること。

(2) 本業務上知り得た事項及びその内容を他に漏らしてはならない。業務（契約）期間の終了及び解除後も同様とする。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 本業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報の取り扱いを適正に行うこと。また、業務期間中のできるだけ早い時期に、プライバシーマークの取得申請が行えるように準備すること。

(4) 本業務の実施に伴い発生した損害及び第三者に与えた損害は、町の責に帰すべきもの

を除き、全て受託事業者の責任において受託事業者の負担により処理すること。

- (5) 突発的な事項等発生の場合は、速やかに町にその状況等の必要な情報を報告し、その指示に従うこと。
- (6) 本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本町に有益な提案を積極的に行うこと。
- (7) 本業務に関する町との情報交換を定期的に行うこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、町と受託事業者との間で協議を行うこと。なお、協議が整わないときは、町の指示するところによるものとする。

以上